

○委員長（松井孝治君） 総合特別区域法案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○有田芳生君 民主党の有田芳生です。今日は質問の機会を与えてくださりまして、ありがとうございました。

世間一般にガイドといいますと、観光ガイドという印象で受け止められております。しかし、この分野は様々な問題がありまして、例えば無資格ガイドと業者との癒着、あるいは官僚との癒着等、様々な複雑な問題がありますが、今日は総合特区とのかかわりで通訳ガイドについて御質問させていただきたいと思っております。

皆さん御承知だと思いますけれども、皇居外苑に楠木正成公の銅像があります。ある日、そこに日本人通訳ガイドが行きまして、外国人観光客をいっぱい連れてきまして説明をしておりました。ところが、一生懸命説明をしていると、その近くに外国人のガイドがやってきて、その周りにも多くのお客さんがいらっしゃる。要するに、専門的な通訳ガイドの話聞いて、自分が連れてきた観光客に説明をしていると。つまり、楠木正成公というのは、皆さん御承知のように、室町幕府そして北朝に反抗したということで逆賊の扱いを受けておりましたけれども、しかし織田信長が天下を取って評価が一変をして、さらに徳川時代になると、室町時代には逆賊であったと言われていたのが今度は忠臣、忠実なる臣下というような評価がなされました。

そのように通訳ガイドの仕事というのは非常に複雑な専門的な知識を要しているわけですが、一般的には通訳ガイドと言われておりますが、通訳案内士、これは十か国語、そして今では約一万二千人が登録しておりますけれども、一般的には通訳ガイドと言われておりますけれども、世間一般にはなかなかなじみの少ないこの通訳案内士とは何なのか、そのことをまず御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人（武藤浩君） お答えをいたします。

今議員御指摘のように、訪日する外国人に対して正確な情報を発信をしようということから、さらに接遇の向上、あるいは国際観光の振興に寄与と、そういうことを目的として今から六十年以上前、昭和二十四年に創設された国家資格でございます。

この制度では、外国人に対し外国語で有料で旅行に関する案内を業として行う場合に、国土交通大臣が実施する通訳案内士試験に合格する必要があるということになっております。正確な情報発信をする必要があるということから、通訳案内士試験は、外国語のほか日本地理それから日本歴史、それから一般常識として産業、経済、政治及び文化、そういう一般常識を問うまず筆記試験がございます。筆記試験に合格した方に更に口述試験を行うということで試験を課しているところでございます。

非常に難しい難関の試験だというふうに言われておりまして、昨年の合格者数九百三十二人ございますが、合格率が一二・九%と、そういう試験で正確な情報発信を担保しているということでございます。

○有田芳生君 今御説明いただきましたように、非常に難しい国家試験を通過をして通訳案内士になられる方が、登録した人で今全国で約一万二千。今御説明いただきましたように、昨年は一二・九%しか合格しておりません。この数年間を見ても、平成十九年には九千二百四十五人試験を受けたけれども、二〇・六%。毎年、この二〇・六%というのは最近ではピークであって、大体一二%から一三%しか合格しない難しい試験。今日は実は日本史と地理の試験問題を持ってきたんですが、時間がないんで御説明、御紹介はいたしませんけれども、大学受験の試験よりも難しいようなことだけではなくても、先ほど御説明しましたように、楠木正成公についても、専門的な知識がないとなかなか説明ができないようなことを分かりやすい言葉で日常業務となさっているのが通訳案内士なわけです。

一方、平成十九年から地域特定の通訳案内士という制度ができましたけれども、これはどういう制度なんでしょうか。

○政府参考人（武藤浩君） 地域限定通訳案内士につきましては、まず、現在の全国一律のガイドが今先生御指

摘のように一万二千人と。これから一千万人あるいはもっとたくさん外国人に来ていただくという中で、まず絶対的に数が今足りないというふうに考えております。加えて、英語の語学の資格を取っている方がもう三分の二以上おられまして、一方で、訪日外国人の三分の二以上は韓国語、中国語の外国人でございます。そういうことから、地域において外国人旅行者の誘致に熱心に取り組もうと、そういうところで地域限定の通訳案内士の制度を平成十八年に創設したというところでございます。

この地域限定通訳案内士の試験につきましては、全国の通訳案内士試験に倣って都道府県知事が試験を実施をいたしますけれども、試験内容については当該都道府県の区域内に限定をして、例えば地理とか歴史とか、そういったことについて試験を行っております。その結果、合格した場合にも、当該都道府県の区域内に限って外国人に対して通訳案内業務を行うことができると、そういう制度でございます。

今年の四月一日現在で合格者全体が三百三人にとどまっているという現状でございます。都道府県についても北海道、岩手、栃木、静岡、長崎、沖縄の六道県にとどまっているということでございます。付言いたしますと、これについても難しい試験ということで、合格率が昨年でも一二・六%ということになっております。

○有田芳生君 通訳案内士という国家試験で大変な難関を通過して約一万二千名の方が今登録をなされていて、さらに地域限定の通訳案内士ができた。そしてさらに、今度の総合特区法案の中で新たに総合特区通訳案内士というものがつくられようとしておりますけれども、これはどういう仕組みになっていきますでしょうか。

○政府参考人（武藤浩君） 今回法案に盛り込まれております総合特区の通訳案内士につきましては、都道府県が研修を行います。十分な研修を行った者に対して特区限定の通訳案内士の資格を与えようという制度でございます。

○有田芳生君 昨年の八月から募集がなされていると伺っておりますけれども、具体的にどういふ都道府県で、あるいは特徴的にどういふ特区が想定されていますでしょうか。さらに、その特区で研修を行う場合、そのカリキュラム、内容について骨子は明らかになっておりますでしょうか。

○政府参考人（武藤浩君） まず、地域からのアイデアの募集につきましては、昨年の七月から九月にかけて内閣官房がこの制度の設計に先立って募集を行っております。

私どもが承知しているところによりますと、例えば福岡県などを中心とした福岡・アジア国際戦略特区推進協議会と、それから福岡市からは、クルーズ船の旅客に対して、例えば中国からのクルーズ船の旅客に対して、外国人留学生が必要な研修を受けてその域内で限定的に観光ガイドを行うことを可能とする、そういう趣旨の提案がございました。

また、その一方で、外国人留学生だけではなくて、例えば大阪府と泉佐野市からの提案によりますと、日本人であるボランティアガイド、こういった方が現在無償でやっているものをこの制度を使って有償でガイドができるようにしよう、そういう提案もなされているところでございます。

○有田芳生君 通訳案内士が大変な試験を通過してこられた方に対して、今度の総合特区法の第二十条の第二項では、通訳案内士法第二条に規定する通訳案内を今度の総合特区通訳案内士の規定とされております。つまり、業務内容は一緒である。しかし、次の第三項を見ますと、通訳案内士法の規定を適用しないと。その次、第四項に、研修を修了した者が総合特区で通訳案内士になることができる。

つまり、大変な資格である通訳案内士さんとは違って、今度の総合特区の法案が通ると研修で通訳案内ができるようになるという。これは、これまで試験を通過してこられた方々の権利を侵害するのではないかというような不安をお持ちの方が多くいらっしゃるんですが、そのところ、格別な配慮というものは今後なされる御予定はありますか。

○政府参考人（武藤浩君） 済みません、先ほどの御質問に一部お答えできません。その点につきましては、研修をしっかりと行うということで担保したいと思っております。

ただ、観光庁から今一律にこういうカリキュラムでということを出しておりません。これはまた地域それぞれにその地域の特色を生かした研修内容が必要だということで、各地域の提案を待って、私ども、この法律に定め

る協議手続、そういったところで内容は十分に担保したいと思っております。

ただ、私どもが考える研修の内容といたしましては、当該特区の中の地理、歴史の知識のほかに、例えば特区の中で特色のあるお祭りですとかいろいろなイベントですとか、そういったことに関する知識もありますし、また、人との付き合いという意味ではホスピタリティーあるいはガイディングの技術、さらには旅行の旅程管理、そういったことも研修に含まれるということを想定をしているというところでございます。

○有田芳生君 難しい国家試験を通過してきた通訳案内士さんたちに比べて、総合特区においては研修だけで済んでしまう。これで果たしていいのだろうかというふうに思ったときに、もちろん研修をなさって、その上で到達度を評価するというような、そういう方向を考えていただくことはできないでしょうか。

○政府参考人（武藤浩君） 研修を正確に修了する必要があるわけでございますので、研修内容をしっかり修了した方がその資格を得られるという制度を設計していくべきものだというふうに考えております。

○有田芳生君 もう一点、通訳案内士法の第三十六条「通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。」とありますよね。その次の通訳案内士法の第三十七条では、「通訳案内士でない者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。」とある。そうすると、今度の総合特区法案の中で研修を受けた方が総合特区通訳案内士というような名称を受けると、本当に難しい試験を通過した方々との混同が行われてしまう可能性は極めて高いと思うんですが、そういうおそれに対してどのように対処されますでしょうか。

あるいは、通訳案内士あるいは地域限定通訳案内士、そして今度総合特区通訳案内士ができたときに、外国人の方々に、例えば外国語表記をする場合に、この通訳案内士というのは本当に大変な試験を通過してこられたんだよというようなことを周知徹底する必要がある通訳案内士法の規定からいって必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（武藤浩君） まず、従来の全国の資格である通訳案内士、これは非常に専門性も高く、引き続き重要な資格だと考えております。今回この特区の制度で設けられる総合特区の通訳案内士と、言わば車の両輪として活躍をしていただくというのが我々の考え方でございます。

ただ、一方で、委員御指摘のように、難関の試験の通訳案内士と、それで一方で研修修了の特区の案内士ということもございまして、法律上は総合特区通訳案内士という名称でございましてけれども、例えば特区ガイドとかそういう適切な通称、これについては考えていきたいなというふうに今考えております。

○有田芳生君 観光立国を目指して、新経済成長戦略の下で、例えば医療ツーリズムなども今後発展させていかなければいけないというふうに考えております。

しかし、残念ながら、東日本の大震災の大きな影響で観光客がとても減っていて、三月十二日から五月三十一日までには前年比六〇・七％観光客が減っていると。そういう下で、やはり通訳案内士、それから特区の通訳案内士というものがこのようにこれからもできていくとするならば、観光立国を今後発展させる上で裾野はどんどん広げなければいけないだけけれども、まずもって国家資格を持っていらっしゃる通訳案内士の方々の権利をまず保障するという、そういう体制を取って裾野を広げていくということが大事だというふうに思いますが、最後にその件について、今後のイメージを教えてくださいというふうに思います。

○政府参考人（武藤浩君） 先ほど申し上げたように、全国の資格を持った通訳案内士と今回の特区のガイドということは車の両輪だと、そういう考えは申し上げましたけれども、これまでの既存の通訳案内士の方々に対しても、ブラッシュアップをするための研修ですとか、そういったことを私ども既に行っております。そういうことで質を高めながら、かつそれぞれの特色を生かして訪日外国人の増加に対応していただきたいというふうに考えております。

○有田芳生君 時間ですので終わりますが、とにかく通訳案内士の権利を基本にしながら観光立国を更に進めていっていただきたいと思ひますし、私たちもそのために努力をしたいと思ひております。

ありがとうございました。